

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング617号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (3212) 4007・1480
 Fax (3212) 1447
 編集責任者 岡 沢 憲 芙
 印刷所 関東図書株式会社
 定価300円(年間購読料四千元)
 1994年12月25日発行
 No.291 第26巻12号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

No.291 Bulletin Vol. 26 No. 12

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi - Bldg., No.617 Marunouchi, Chiyoda - ku, Tokyo, Japan.

鎖 国

National Isolation

理事、慶應大学名誉教授 庭田 範秋

Director, Professor Emeritus, Noriaki Niwata

歴史上、多くの国々が一時期鎖国をしたことがあった。中国の清朝も、朝鮮の李王朝も、もとよりわが国も徳川幕府も鎖国をした。もともと人間にも組織でも、みだりに、または不必要に他者と接触したがないという本能・本性があるようだ。このことは分からないでもない。この世のすべての人やすべての国がその行動のことごとくで“善”または“好意的”というわけではないのだから、これと接するのに身構えるのは当然で、そのことの極が鎖国なのである。

さて、1994年11月28日のノルウェーの国民投票で〈欧州連合=EU〉加盟が否決された。僅差であったとはいえ加盟反対派が勝利したのであった。これはEUの求心力低下を示すとともに、EUの通貨・政治統合や東欧への加盟拡大問題にも痛打を与えたことであろう。さきにスウェーデン、フィンランド、オーストリアが国民投票を実施してEU加盟を決定し、ここに合計15か国で出発することにはなったものの、ノルウェーの加盟拒否はなんといっても深刻な影響をもたらすであろう。かりに加盟を取り決めたといっても、スウェーデンなども、これまた僅差での賛成なのであるから、事態は決して容易でなく、楽観的でない。各国に多く見られた反対理由は「EU官僚にさして国内事情も分からぬままに、国家の重要利益に関わる問題を勝手に、独善的に決められてはたまらない」であった。

ただし、ノルウェーのEU非加盟はヨーロッパ

内での同国の孤立を招き、同国の経済活動を停滞させるとの心配を醸成してはいる。スウェーデンの場合も加盟反対派の理由としてノルウェーと同じものが強かった。「われわれの豊かな国富がEUの経済活動を通じ、EUの経済機構を通して貧困諸国・低開発国に支援の名のもとに流出・流用されてしまわないか？」は、まことに理のある心配である。もともとあらゆる場合の鎖国には富の流出、富の収奪への警戒がつきものである。

ノルウェーにしるスウェーデンにしる、豊富な天然資源に恵まれ、能力と技術において高い水準にあり、経済拡大でもさして人後に落るものではない。それをEU内の南欧低開発国や今後加入するであろう東欧貧困国に分与する理由がどこにあるだろうか。それに非加盟という一種の鎖国によって、自力自立姿勢で十分立国していけるという自信も強い。「EU何するものぞ！」の気概がそこにある。

目	次
鎖 国	庭田 範秋 1
「養育手当」	古橋エツ子 2
ディズニーは暴力的か？	
	三瓶 恵子 4
北スウェーデンの福祉事情	
	斉藤 弥生 5
研究会報告、新刊紹介、お知らせ 7
平成5年度研究月報目次一覧 8

「この国際的情報化時代で一国・自国主義的に孤立を保ち、ゆっくりと、安定的に国を運営していくとノルウェーやスウェーデン、それにイギリスなどがいっても、日本を始めとする経済成長至上主義国の生活向上の実態が国民に知られだして

は、もはや国を開いて経済努力に狂奔する以外あるまい」。「ノー、そのくらいの成長力は鎖国体制のわが国にもあるさ。ただ人間否定の経済趨勢には巻き込まれないのさ」。

「養育手当」

— Vårdnadsbidrag —

花園大学社会福祉学部 助教授 古橋 エツ子

Associate Prof. Estuko Furuhashi

☆養育手当の誕生

1994年7月1日、スウェーデンに新しい養育手当 (Lag (1994 ; 553) on vårdnadsbidrag) が誕生した。この手当新設のきっかけは、1991年秋の総選挙で政権を取った保守政党が、①子どもが小さいうちはできる限り家庭で親による養育を保障すること、親が養育する方法を自由に選択できるようにすべきであること、③保育所の少ない地域の嫌への公平性を考えることなどを主張して、公約したからである。

このとき社民党は、女性の就労との関わりで、保育所の増設をやめて養育手当を創設することが働く母親を家庭に帰すことになり、男女平等を阻む策略であると批判した。だが、当時のビルト首相は、働く女性対専業主婦といった討議はもう時代遅れであり、彼女たち双方ともに子育ては課題となっているのだから、養育手当が子育てへの選択の可能性を増やしようと期待しようではないかと対応している。

新聞社 Dagens Nyheter が1993年4月に行った「養育手当導入の賛否」に関するアンケートによれば、全体の51%が賛成、36%が反対、13%がわからないと答えている。しかし、年齢別で見ると、20～29歳の女性は64%が賛成しているのに対して、30～39歳の女性は44%が賛成で、48%が反対している。高齢層の女性は、34%が賛成と回答しながらも、そのうちの29%が導入をためらっていた。30歳以上の女性に反対が多いのは、彼女たちは収入が高く、養育手当の必要性があまりないからと分析されている。ただし、離別した女性の大多数は反対している。養育手当の満

額受給要件が、「家庭での養育」となっていることがその一因である。

こうした論議を背景に、議会では養育手当新設が可決されて具体的な作業が進められた。最大の問題である財源については、育児休暇期間中の所得補償Dである両親手当の削減と一部廃止、児童手当の据え置きと多子加算の減額、また、養育手当の支給にともなう保育所の保育料金の値上げなどが検討された。

☆財源と諸手当との関連

養育手当の財源は、使用者から約85%、国から約15%拠出される。この拠出比率は、育児休暇中の所得補償である両親手当給付の財源と同じである。養育手当導入に際してのコストは、37億クローナと計算されていた。財源を確保するための方策は、子どものための諸手当の財源を節約することで調整している。

まず養育手当法施行と同時に、第1の改正として、両親手当450日間の後半90日間(1日一律60クローナの保証)を廃止して、多子出産に加算される両親手当180日間で90日間に減少した。これで5億クローナを確保している。ついで1995年1月1日以降の第2の改正によって、所得の90%補償をしている両親手当前半360日間の両親手当を80%に減額して12億クローナを確保する。なお80%に減額されるのは、360日間のうち300日間で、残りの60日間は各30日間ずつ90%所得補償のまま「父親の月」「母親の月」とする。父親の月と母親の月は固定化されており、しかもお互いに譲渡できないため、かりに父親が自分の30

日間を取得しなければ無効となってしまう。固定化したのは、1992年以来、平等法で使用者に「仕事と親であることの調和」を罰則付きで義務づけていることと関連している。

児童手当は、親の所得に関係なく子ども1人につき年額9,000クローナ（月額750クローナ）が支給されている。財源は、すべて国庫負担である。新政権後、1991年の税制改革を実施する代りに、1992年7月1日以降は児童手当を子ども1人当たり月額85クローナ増額することになっていた。しかし、第一次経済危機克服パッケージ（1992年9月）の主な目標の一つである歳出の削減と養育手当新設との関わりで、1997年まで85クローナ増額は中止された。これによって、22億クローナが確保されることとなる。加えて、養育手当法の施行と同時に、第5子以降の多子加算率は、150%から100%に減少された。国庫財源は、5,500クローナの節約ができる。これら諸手当の一部廃止、削減によって、財源の問題は一応解決したため、1994年6月に養育手当法は制定された。

☆養育手当と保育所

養育手当の受給資格要件は、①スウェーデン国民およびスウェーデンに居住している子どもであること、②子どもまたは両親のいずれかが、少なくとも過去6カ月間スウェーデンに居住していたことである。また「居住していたとみなされる場合」として、①親の海外滞在が6ヶ月より長いことが予定されており、子どもも親に同伴する場合、②スウェーデン教会、宗教団体、類似の組織、海外業務を遂行する非営利的な組織などに海外で雇用されている親の海外滞在が3年より長いことが予定されており、子どもも親に同伴する場合が認められている。

養育手当の受給権者は、児童手当法にもとづく児童手当の受給権者が有する。受給権者は、社会保険庁に文書による届出をしなければ受給できない。届出の文書には、①子どもが保育所に通っているか否か、②通っている場合には保育所で過ごす週当たりの時間数、③受給権者と証明できること、④届出の内容が名誉と良心にかけて正しいことなどを記述しなければならない。養育手当の権利は、譲渡することも、また、借金のために差し

押えることもできない。受給期間は、子どもが1歳になった後の月から3歳になる月までで、1カ月毎に支給され、収入として課税対象となる。

なお、養育手当は、親が家庭で子どもを養育することに対して支給されるため、子どもが保育所で過ごす時間によって手当の受給額が減少される。子どもが保育所に行かない場合は満額の2,000クローナ、保育所で過ごす時間が15時間以下の場合には1,350クローナ、週16時間から30時間未満の場合は700クローナ、週30時間以上の場合には支給されない。

1993年以降、養育手当の受給と保育所で過ごす時間との関連で、一足早く保育所で過ごす時間別の保育料が実施されている。たとえば、ストックホルムの保育所では、かつて料金表は一つしかなかったが、保育所で過ごす時間によって、①1日7時間以上の場合には全日出席として100%の保育料、②1日6～7時間未満の場合は80%出席として80%の保育料、③1日6時間以下の場合は70%出席として70%の保育料、④1日3時間出席の場合は月額400クローナの4通りとなった。ちなみに、7月の保育料は無料である。

☆養育手当廃止の法案

施行されて6カ月目の養育手当は、9月の総選挙で社民党が政権に復帰したことによって、廃止のための法案が議会に提出されている。現政府によれば、①養育手当は「子育てへの自由な選択肢」となっていないこと、②一人親家庭や共働きでなければ生活できない家庭にとって、月額約1,600クローナの手当では所得保障にならないこと、③手当の新設によって、男性が高賃金を得ている家庭ではどうしても女性が家庭にとどまる可能性が高くなること、④養育手当は、傷病手当もしくは年金の査定対象所得にならないことなどを理由に廃止が主張されている。

具体的には、養育手当の廃止は1995年1月1日に施行し、同時に、廃止されていた両親手当の後半90日間を再導入することになっている。ただし、養育手当を選択した親に対しては、満額2,000クローナの養育手当を受給する場合には1カ月毎に後半90日間の両親手当のなかから30日間分を差し引き、1,350クローナの養育手当を受給している場合は20日間分の両親手当を、また、

700クローナの養育手当を受給している場合は10日間分の両親手当を差し引くことにしている。いわゆる譲渡できない「父親の月」は保持される。なお、養育手当の廃止によって、国庫は37億クローナの節約ができる。その反面、90日間の両親

手当の再導入による5億クローナの国庫支出と、手当廃止によるコミューンの9億クローナの税収減による国庫調整が必要となる。その結果、国は、差し引き23億クローナの節約ができる。

養育手当は、たった6カ月間で終りそうである。

☆ Proposition 1993/94 : 11, 1993/94 : 147, "Delad makt - delatansvar," 1993/94 : 148, "Vårdnadsbidrag".

☆ SOU1994 : 46, "Sambandet mellan samhällsekonomi, transfereringar och socialbidrag".

☆ Ds1993 : 77, 1993 : 78, 1994 : 12, "Vissa frågor rörande föräldrapenning och tillfällig föräldrapennig".

☆ Från Riksdag & Departement, 1991 : 5, 1993 : 34, 1994Nr, 2 - 4,8,14,19,21,23,35.

☆ 飯野靖四「財政と租税制度」岡澤・奥島編『スウェーデンの経済』早稲田大学出版部、1994年。

☆ 古橋エツ子「スウェーデンの養育手当」週刊社会保障第1812号、1994年10月。

ディズニーは暴力的か？

Are Disney - films violent for children ?

会 員 三 瓶 恵 子

Ms. Keiko Kjellsson - Sampei

スウェーデンのテレビから「子供にとって良くない暴力的な番組」が追放されつつある。

事の起こりは10月半ばにスウェーデンと国境を接するノルウェーの山村で、幼児が遊び仲間に殴られて意識を失いそのまま凍死してしまった事件であった。就学前の男の子2人が同い年の女の子を殴ったのだ。彼らの行為はテレビの暴力場面を見ていた事によって引き起こされたというのである。

丁度その頃テレビでは「パワー・レンジャー」という日本製の番組が放映され始めて人気を博していた。パワー・レンジャーというのは日本の「カクレンジャー」（ジュウレンジャーだったかな？）という5人の戦士が妖怪を倒すというたわいもない勧善懲悪の子供番組を、アメリカのティーン・エイジャーを主人公に焼き直したもので、アメリカではタートルズ（忍者カメ）にとってかわるちょっと変なヒーローとして超人気だったものだ。おもちゃやにはパワーレンジャーのロボットが並び、洋服屋にはパワーレンジャーの絵が着いたトレーナーなどがではびめた矢先だった。確かにビュンビュン悪者はやっつけられるし、足蹴り、刀、殺人ビームが飛び交うなど、少し「程度の低い」

娯楽映画だと思っただけだが、放送禁止にするほどだとは思わなかった。私の息子たちを始め、息子の友人たちも毎夕6時から30分放映される「パワーレンジャー」を楽しみにしていた。それが突然テレビから姿を消したのである。

パワー・レンジャーが姿を消してから2週間後、ディズニー・プロダクションのテレビ映画「ダークウイング・ダック」が同じ理由で放映されなくなった。ドナルド・ダックに似たちょっとヌケたアヒルの主人公がピストルで悪者をやっつけるというものだ。パワー・レンジャーはどうでもいいけど、ディズニー映画は絵が綺麗だし、別に暴力的だとは思っていなかったの、スウェーデン社会の「神経質さ」を改めて見せ付けられた思いだ。私の長男（1年生）は学校で先生から説明があったとあって、渋々納得したようだが、パワー・レンジャーもダークウイング・ダックも大好きだった次男（3歳半）は今でも金曜日のディズニー・タイムが始まる度になんでダークウイング・ダックがなくなったのかと聞く。

マス・メディアではとくに夕刊紙のエクスペレッセン紙を中心に「暴力番組」追放のキャンペーンが行われている。

テレビやマンガの「暴力」場面が子供に与える影響は確かにあると思う。ウチの息子たちも番組の後、鼻息荒くレスリングをしたりしているから。でも「野蛮な」日本人ママとしては、ディズニー映画まで追放するのはちょっと神経質すぎるのではないかなあと感じもする。

野蛮といえば日本の「サムライ映画」は野蛮のさいたるものと受け取られているようで、黒沢映画などがテレビで放映されるときは22時とか、23時とか、非常に遅い時間に回され、しかも番組の前に「暴力的な場面が含まれている」と警告が発せられる。

なんでこんなに「暴力」に対して神経質なんだろう、と思ったりもするが、考えてみれば、もちろん「暴力」を許容するのは良くない。人種差別も女性蔑視も一種の「暴力」によるものだ。スウェーデンでは子供に体罰を課すと、課した大人のほうが罰せられる。これは「体罰禁止法」というのがあるのではなくて、他人に暴力を加えてはいけないという刑法の規定が、子供を対象とした場合にも適用されるのである。

スウェーデン社会の良いところはこの「どんな形の暴力も許さない」という確固たる姿勢に支えられているのかもしれない。

北スウェーデンの福祉事情

～過疎地の高齢者サービス～

Äldreomsorg i glesbygdskommun

大阪外国語大学講師 齊藤 弥生

Ms. Yayoi Saito

*大きな面積に、わずかな人口

この9月、スウェーデン北部の自治体を視察して回った。スウェーデンでは8割近くの国民が中部から南部にかけて住んでおり、ラップランドを含む北部の人口が極めて少ない。そのような過疎地で、どのような高齢者福祉が行われているのか、南部の自治体と同レベルの福祉サービスが提供されているのか、それを確かめることが今回の調査の大きな目的だった。

ストルーマン市は、スウェーデン北部にあり、ノルウェーとの国境沿いに位置する。面積は7485平方キロメートルで、なんと東京都、神奈川県、埼玉県をあわせた大きさだ。ノルウェー国境にあたる最東端から最西端までは約300キロもあることから、いかに広い自治体かがわかる。一方、人口は7735人で、285市中で254番目という少なさ。スウェーデンの典型的な過疎地の自治体だ。高齢化率は20%で、全国平均より高い。

ストルーマン市はストルーマン町とテネビイ町という2つの町を中心にその周辺集落が合併してできた市である。合併の結果、人口はなんとか一人弱になったものの、こんなに大きな面積の自治体になってしまった。

スウェーデンの女性の就業率は約80%にのぼ

るが、北部の過疎地ではこの数字は低い。過疎地域では、女性にとって市や県の公務員が唯一の安定した職場となっている。しかし、ホームヘルパーなどの高齢者福祉の現場職員でも週に数回、一日に数時間というパートタイム労働がほとんどであり、フルタイムの仕事はまれである。スウェーデン北部の自治体では、女性や若者が仕事を求めて都会へでていき、過疎な深刻な問題だ。

*過疎地でも福祉サービスは都市並み

グン・ソデルストロムさん(81歳)をたずねた。彼女はストルーマン市でも人口が100人しかいないグランチャン集落に住んでいる。

グンさんは視力が非常に弱く、部屋のなかでもつえがなくては歩けない。それでも、グンさんは一人暮らしをしている。2人の息子たちは首都ストックホルムに住んでいる。

部屋の中には、たくさんの刺繍のかべかけが飾られていた。「どうして、こんなにすてきな壁かけが」と思っていると、グンさんはつぎつぎと一人暮らしのための必需品を出してきた。

まずひとつめは、机に備えつけられた卓上の大きなレンズ。このレンズがあれば、本が読めるし、細かい刺繍もできる。

2つめに、音声新聞(タールテイドニング)。音声新聞とは、新聞の朗読を吹き込んだテープだ。グンさんには、毎日、音声新聞が無料で届けられているので、これほど都会から離れた地域にいても、情報に取り残されることはない。

3つめは、送迎サービス。グンさんの最近の関心事は、点字の学習だ。「これから年をとれば、私の視力はさらに悪くなるでしょう。目がまったく見えなくなるときのことを考えて、いまから点字を勉強しています」とグンさん。部屋には、点字学習の入門書、点字の本、点字を打つタイプライターがあった。グンさんは、月に2回、送迎サービスを利用して、100キロ離れた町の中心にある点字教室に通っている。

4つめは、住宅改造。グンさんがころばぬように、歩く箇所にはすべて手すりがつけられている。また、浴室もすべらないような特別な工夫がされている。

5つめに、ホームヘルパー。グンさんはほとんどなんでもひとりのできるのだが、シャワー、買い物、掃除、洗濯の手伝いをヘルパーにたのんでいる。週に2回、グンさんを訪れるのはヘルパーのマレーネ・オスカションさん。2人のヘルパーが、グランチャン集落の7人の高齢者をお世話している。

*ホームヘルパーの走行距離は1カ月1000キロ

「高齢者は各地域に散らばって住んでいるから、ヘルパーには車が不可欠。移動に時間がかかります。一ヶ月に1000キロ走ることもあります。それでも、1日3回のサービスを受けている高齢者もいるほどで、本人が望めば、住み続けた地域で暮らすことは可能です。ヘルパーは冬にきつい仕事です。お年寄りの家で約1時間の仕事をして外へでると、車の屋根に1メートルの雪が積もっていることもよくあります」とマレーネさん。

「残念なことに、このような過疎地域では夜間のホームヘルプサービスがありません。また、お年寄りが緊急を知らせるためのアラームシステムなど、スウェーデンの都市部ではあたりまえのサービスがまだないのです。夜中にトイレにおきて、その途中でころんだお年寄りが床の上で発見されたこともあります。これがもし、外でおきていたら、完全に凍死していたでしょう。それにリ

ハビリができ、近所のお年寄りが集まれるようなデイサービスセンターもありません」とマレーネさんはグランチャン村の高齢者福祉の遅れを指摘した。しかし、ヘルパーとて、真冬の夜中に車で外出することは、大きな危険だ。

グランチャン村からストルーマン市役所までは、車で一時間強の時間がかかる。マレーネさんは、市の福祉課に出向くことはほとんどない。高齢者福祉の総責任者である社会福祉部長が2~3カ月に一度は様子を見にやってくる。

「私のいつでも一人で仕事をしており、問題がおきても、私の判断で処理することが多いです。また、遠方に住んでいる家族から「おばあちゃんが電話にでないから、ちょっとみてきてほしい」と連絡があれば、その家をたずねます。私はお世話をしているお年寄りの家のカギをすべて預かっています」。ヘルパーは、どこでも高齢者の生活に大きな安心を与えていることに変わりない。

*高齢者福祉の南北の違い

南部の豊かな都市部の老人ホームとくらべて大きく違う点を3つ感じた。

一つめに、人口が少ないわりに、施設の規模が大きい。先にもご紹介したように、町の中心からはずれたグランチャン村のような過疎地域には24時間ケアがない。夜間のケアが必要な高齢者は町の中心部にある高齢者用住宅に移らざるをえない。したがって、24時間の在宅ケアが整備された都市部にくらべて、どうしても施設指向になる。

二つめに、建物が質素。これは市の財政事情によるのだと思われる。スウェーデン自治省は自治体の福祉サービスの全国比較調査を行った(1986年)。調査によれば、「高齢者福祉については、補助金制度が充実しているために、自治体間格差が少ない」という結果が報告された。この調査からもわかるように、福祉サービスの量で見れば、南北の自治体でほとんど格差がない。しかし、建物自体は古いものが多い。

三つめに、高齢者施設は男性の利用者が多い。日本も、スウェーデンも、男性より女性の平均寿命が約六年長い。したがって、多くの場合、配偶者を看取ったあと、一人になった女性が施設を利用する傾向がある。そのため、施設利用者の7~8

割が女性であることが多い。しかし、ストルーマン市をはじめ、私が今回訪問した北部の他市では、施設入居者の約半数が男性だった。

過疎地の施設に男性が多い理由をスウェーデン・ルンド大学のホーカン・マグヌソン教授（行政学）は次のように語る。「スウェーデン北部の過疎地域では、独身男性が増えています。北部には林業や建築業など男性の職場はあるのですが、女性の職場は市役所関係の仕事以外にはほとんどありません。女性は仕事をもとめて都会へ行ってしまいます」

スウェーデンでは、北極圏に近い過疎地に住む高齢者でも、本人が望めば最後まで自宅で一人暮らしをすることができる。ほかの言い方をすれば、スウェーデンのどこに住んでいようが、基本的な福祉サービスは受けられる。

なお、スウェーデンの地方分権型の高齢化対策については、拙著「体験ルポ 日本の高齢者福祉」（岩波新書）、「スウェーデン発 高齢社会と地方分権 -福祉の主役は市町村」（ミネルヴァ書房）を、あわせてお目通しいただければ有り難い。

《 新刊紹介 》

『江戸参府随日記』 C. P. ツェンペリー 高橋文訳 東洋文庫 583 平凡社

この度平凡社からC. P. ツェンペリーの『江戸参府随日記』が東洋文庫の1冊として出版された。

C. P. ツェンペリーは、わが国では、医学者、特に植物学者として日本の植物学に貢献した業績と影響はご存じの方も多いことと思う。

高橋文氏が長年にわたりスウェーデン語から直接日本語に訳された本書は、彼の滞在中の日本の印象を記したもので、1770年から79年までのヨーロッパ・アフリカ・アジアの旅行記の1部である。

旅行記の内容は、1775年の日本への航海に始まって、江戸参府を中心に76年に出島から出国するまでが鋭い観察による冷静な筆運びによって描かれており、この時代の日本を知る貴重な一冊となっている。

ご参考までに、西村三郎著「リンネとその使徒たち 探検博物学の夜明け Ⅲ章 ニッポンへの道 -カール・ペーテル・ツェンペリー」、人文書院を勝手ながら参考文献として付させて頂く。この一文によって『江戸参府随日記』を記したツェンペリーの日本での活躍と業績の意義について更に深く理解して頂けると思う。

お知らせ スカンジナビア・ブックフェア'95

1月20日（金）から28日（土）まで東京、六本木にあるスウェーデンセンターにてスカンジナビア・ブックフェアが昨年に引き続き開催されます。

時間は午前10時から午後7時まで、日曜日もオープン。

出展が予定されているのは、環境保護、自然問題、スウェーデン政府各省庁刊行物などを今年は加えて北欧文学、児童文学などが扱われます。

スウェーデンセンター Tel : 03 - 3403 - 1351 Fax : 03 - 3403 - 6567

平成5年度研究月報目次一覧

- | | |
|--|---|
| <p>No.1 新年の御挨拶 松前 達郎
 訃報・理事長西村光夫先生のご逝去を悼んで
 弔辞 故西村光夫先生の御霊に捧ぐ
 中嶋 博
 スウェーデンの学校教育 最近の状況
 小笠 毅
 研究会報告・新刊紹介
 お知らせ
 平成5年研究所活動メモ</p> | <p>No.6 UEとスウェーデンの決断 吉武 信彦
 労働組合の新戦略と女性 (2)
 北 明美
 新刊紹介
 『スウェーデン女性史・全3巻』</p> |
| <p>No.2 平和、人道のモデル国家 武田 龍夫
 スウェーデンの精神医療—研究と臨床
 中嶋 義文
 保育政策に見る新たな動き 荒井 洸
 お知らせ・SIP ニュース
 資料一覧
 Institute För Social Forskning</p> | <p>No.7.8 スンドボーンの風景 (写真)
 カール・ラーションの二つの祖国
 岡田いずみ
 平成6年度総会開催
 新刊紹介</p> |
| <p>No.3 スウェーデンでも選挙改革 岡沢 憲英
 スウェーデンの家庭医制度 奥村 芳孝
 スウェーデンの伝統的な織物とレース
 小野寺百合子
 研究会報告</p> | <p>No.9 神宮の森とサラダ・ファミリア
 坂田 仁
 スウェーデンの人権教育
 青木のぞみ
 『folk・ヒューグ・スコーラン』(1)
 加藤 彰彦
 スウェーデン視察旅行報告'94</p> |
| <p>No.4 スウェーデンの新しい年金改革案
 飯野 靖四
 スウェーデンの政治から学ぶ
 伊藤 正純
 労働組合の新しい戦略と女性 (1)
 北 明美
 困難な医学教育からの締め出し
 福本 一朗</p> | <p>No.10 94年スウェーデン総選挙 岡沢 憲英
 スウェーデンのメディア責任制度
 浅野 健一
 『folk・ヒューグ・スコーラン』(2)
 加藤 彰彦</p> |
| <p>No.5 子どものためのオブズマン
 潮見憲三郎
 ドリスとわたしたちの期待
 中山 庸子
 Current Sweden 目次 (15)</p> | <p>No.11 Article on Oe kenzaburo
 Lars Vargö
 研究会・講演会報告
 新刊紹介</p> |
| | <p>No.12 鎖 国 庭田 範秋
 「養育手当」 古橋エツ子
 ディズニーは暴力的か? 三瓶 恵子
 北スウェーデンの福祉事情 斉藤 弥生
 研究会報告、新刊紹介、お知らせ
 平成5年度研究月報目次一覧</p> |